

病床過剰地域における地域医療連携推進法人の参加法人同士で 病床融通を行う場合の開設許可等の取扱い

病床整備に係る開設許可等の取扱い

【原則】

地域における既存病床数（一般病床・療養病床の場合は二次医療圏ごとに算出）が医療計画で定める基準病床数を超える地域（病床過剰地域）において、新たな病床整備はできない。

【例外（特例）】

病床過剰地域であっても、一定の要件を満たした場合は、新たな病床整備が可能。

①医療機関の医療機能の高度化・医療機能分化の推進等を図るため、病床過剰地域において、近隣地域の複数の病院（公的病院等を含む）の再編統合を行う場合

②更なる整備が必要となる一定の病床を整備する場合

③地域医療連携推進法人の参加法人同士又は同一参加法人内で病床融通を行う場合

知事が地域医療構想の達成の推進に必要と認める数を加えて、病院の開設・病床数の増加等の許可を行うことができる。

※地域医療連携推進法人…

地域医療構想の実現に向け、地域の医療機関相互間の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供するために、平成29年4月から施行された制度。

医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進するための方針を定め、当該方針に沿って、参加する法人の医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進することを目的とする一般社団法人を、知事が地域医療連携推進法人として認定するもの。

上記③の特例を適用する場合の要件及び手続

【要件】

- ・地域医療構想の達成を推進するために必要なものであること
- ・地域医療連携推進法人の参加法人が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、申請の前後において増加しないこと
- ・地域医療連携推進法人の参加法人が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、申請の前後において減少する場合は、当該申請に係る医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を及ぼさないこと
- ・地域医療連携推進法人の地域医療連携推進評議会の意見を聴いて行われるものであること

【手続】

都道府県医療審議会の意見を聴くものとすること